

(様式第1号)

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和元年度)

施設の名称	宮城県介護研修センター
指定管理者の名称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
施設所管部課(室)	宮城県保健福祉部長寿社会政策課

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘要
平成21年4月～平成24年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成24年4月～平成27年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成27年4月～令和2年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	

(注)管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください。

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指定管理者の名称	名称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
	所在地	仙台市青葉区上杉一丁目2番3号
指定期間	令和2年4月1日～令和6年3月31日(4か年)	
募集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施設の名称	宮城県介護研修センター	
所在地	大崎市鹿島台平渡字上屋敷19-7	
設置年月	平成6年4月	
根拠条例等	介護研修センター条例(平成17年宮城県条例第114号)	
設置目的	介護に関する研修, 相談等を行い, その知識及び技術の普及に資すること	
施設の内容	敷地面積	1,485,60㎡
	構造	SRC(鉄骨鉄筋コンクリート構造)
	内容	相談室, 図書資料室, 研修室, 会議室, 福祉用具展示室, 宿泊室
開館(所)日	日曜日及び土曜日, 国民の祝日に関する法律に規定する休日, 12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日	
開館(所)時間	午前9時00分～午後5時00分	
指定管理者が行う業務の範囲	1 施設全体の管理運営業務 2 施設の運営業務 3 施設全体の維持管理業務 4 使用料の徴収業務 5 その他当該施設の管理運営に関して, 知事が必要と認める業務	
利用料金制	採用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	利用料金の名称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和元年度) (A)	前 年 度 (平成30年度) (B)	評価対象年度 (令和元年度) (C)		
開館(所)日数	240 日	244 日	240 日	100.0%	98.4%
延べ利用者数	5,330 人	4,240 人	4,479 人	84.0%	105.6%

(注)対象施設が複数ある場合は、施設ごとに記入してください。

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和元年度) (A)	前 年 度 (平成30年度) (B)	評価対象年度 (令和元年度) (C)		
介護講座等受講者	4,080 人	3,206 人	3,073 人	75.3%	95.9%
展示室見学者(スポット講座含む)	350 人	388 人	308 人	88.0%	79.4%
宿泊者	300 人	165 人	144 人	48.0%	87.3%
福祉用具相談支援	100 人	139 人	127 人	127.0%	91.4%
その他(会場貸出等)	500 人	342 人	827 人	165.4%	241.8%
合 計	5,330 人	4,240 人	4,479 人	84.0%	105.6%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入

(単位:千円, %)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和元年度) (A)	前 年 度 (平成30年度) (B)	評価対象年度 (令和元年度) (C)		
県指定管理料	33,200	32,120	33,506	100.9%	104.3%
利用料金収入	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
その他	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
収入計 (a)	33,200	32,120	33,506	100.9%	104.3%

(2) 支出

人件費	26,650	24,515	24,925	93.5%	101.7%
施設管理費	5,767	4,890	4,324	75.0%	88.4%
事業運営費	3,789	2,639	2,778	73.3%	105.3%
その他		1,339	1,339	#DIV/0!	100.0%
支出計 (b)	36,206	33,383	33,366	92.2%	99.9%

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)	-3,006	-1,263	140	-4.7%	-11.1%
前期繰越収支差額	1,467	1,467	204	13.9%	13.9%
次期繰越収支差額	-1,539	204	344	-22.4%	168.6%

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲すること。

6. 評価対象年度(令和元年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】		
				評価		評価	
①管理運営体制	宮城県社会福祉協議会の経営理念及び経営方針に基づき、運営の基本方針を定め、年間の事業計画を策定するとともに法人の諸規定に基づいた必要な帳簿等を作成し、適正な施設運営を行った。また、年度協定における人員配置計画に基づき必要職員数及び有資格者の確保・配置に努めた。 なお、職員研修については、適正な施設運営及び福祉用具相談に関わるスキルアップ等を図るため、研修及び講習に派遣した。(11回/延べ18人)		年度協定における人員配置計画に基づく必要職員数及び有資格者の確保・配置に努め、業務水準を維持しつつ、計画どおり実施することができた。 管理運営をするための標準人員定数配置に基づき運営を行い、施設の効用を最大限に発揮できるよう、互いの業務内容をカバーしながら効率的かつ効果的な運営に努めた。		A	少ない人員体制であるが、職員がカバーしあいながら、効率的な管理運営を実施したと認められる。	A
人員体制	正規 3 人	非正規 2 人					
②施設・設備の維持管理業務の実施	継続的、安定的に機能の保全が図られるよう、専門知識を有する業者へ委託し、適切な点検等を定期的に実施した。また、職員による消防設備点検を毎月実施し、不具合・異常箇所の把握に努めた。 なお、主な修繕箇所として、トイレ未水洗箇所の修繕、天窓漏水修繕及び多目的ホール水銀灯の交換修繕等を複数回行い、研修や非常時の対応に支障が出ないように随時実施した。		施設・設備の維持管理業務については、指定管理に関する管理運営業務仕様書に基づき、定期的な保守・点検・整備により、事業(講座・研修)に支障が出ないよう、環境の整備に努めることで管理することができた。		A	必要に応じ、専門の業者へ委託して修繕等を行い、施設・設備の維持管理業務を適切に実施したと認められる。 また、築25年以上が経過し、設備面での老朽化が見られるため、特に利用者からの要望の強い箇所について、予算の範囲内で工夫して修繕対応を実施したことが認められる。	A
③運営業務(ソフト事業等)の実施	上記「4.施設利用実績」のとおり 1 介護講座 2 福祉用具相談支援 3 委託研修の実施 ・認知症介護実践者研修 ・認知症介護実践リーダー研修 ・認知症対応型サービス事業管理者研修 ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 ・認知症対応型サービス事業開設者研修 ・認知症介護基礎研修		計画通りに事業を実施したほか、他の事業(スポット講座3回127人、講師派遣3回94人、福祉用具・住宅改修適正活用研修1回40人の他、県内大学の実習(見学含む)の受入として2回102人)も行い、介護に関する普及・啓発に努めることができた。		A	指定管理業務に加え、県が委託した各種研修も適切かつ効果的に実施したと認められるが、利用者増加に向けて引き続きホームページや広報等で周知徹底していく必要がある。	B
④自主事業の実施							
⑤利用者サービスの向上	多くの方が情報を得やすいように、ホームページを活用した情報提供を基本としている。定員に達した講座等については、締切時点で速やかに情報提供する等随時更新を行ってきた。 なお、委託研修については、県より受講対象が見込まれる施設・事業者に対する事業案内の協力をいただいた。 ・介護や医療・福祉における施策・動向を注視し、講師の人選やテーマについても、情報収集を行った上で運営委員会へ提案した。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する事業の取扱いについては、都度ホームページに最新情報を掲載し、併せて電話及びFAXを活用して確実な情報提供を行った。		・介護講座及び委託研修については、年間の講座(研修)予定を掲載し、希望者の参加スケジュールを考慮した対応を行うことができた。 ・運営委員より専門的知見に基づいたアドバイスを得たことから、充実した講座内容の計画を作成することができた。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い限定された参加対象者に関し、複数のツールによる情報提供により、当日の混乱や苦情も寄せられなかったことから、適正なサービス提供を行うことができた。		A	利用者向け情報提供のみならず、講師の人選や講座の内容が十分に検討されており、利用者に対するサービス向上が図られたと認められるが、利用者増加に向けて引き続きホームページや広報等で周知徹底していく必要がある。 また、介護講座等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についても徹底して行う必要がある。	B
⑥利用者の苦情、要望等の把握とその反映	苦情については、0件であった。 要望等の意見については、主に研修・講座の受講者より開催の都度アンケートの協力を得た。 なお、連続した研修日に「様式のホームページへ掲載依頼」について提案があった。		委託研修(認知症関連)に対しては、講義の評価が主であることから、各指導者へ会議の際に報告し、講義の振り返り及び今後の参考として情報提供を図ることができた。 事務的要素である様式の提案については、研修期間中に各種様式をホームページへ掲載して利用者に対する利便性を図ることができた。		A	すべての講座で受講者アンケート調査が実施されている。苦情は特段なく、利用者の満足度は高いものと判断される。	A
⑦安全対策	利用者の安全を確保するため、法令に基づく防災訓練の他、職員による日中の巡視及び業務委託警備による夜間定時巡回を実施した。また、研修・講座開催時には、オリエンテーションの際に必ず受講者へ非常時の説明を行った他、敷地内での自動車事故防止の観点から、研修申込者数の状況によって職員が誘導した。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組みとして、受講者へマスク着用・咳エチケット等の徹底を求めた他、3密回避等の対応を行った。		・法人共通の危機管理計画に基づくリスク管理の他、消防計画に基づき受講者を第一とした安全配慮についても職員が情報共有して対応することができた。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組みについては、受講者からの協力も得られたことから対策を徹底することができた。		A	無事故、無過失であり、防災訓練を実施するなど、適切な対策がなされていると認められる。 また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組みについても、適切な対策がなされているが、引き続き対策を徹底していく必要がある。	A
⑧県民の平等利用	多くの方が情報を得やすいように、ホームページによる情報提供を行った。 なお、申込後のトラブル防止のため、基本情報(講座・研修毎の申込期間及び募集定員等)以外にも申込の状況によっては抽選によるものと記載した。		定員超過した講座についても、これまでのノウハウを活かした会場レイアウトの調整により受講者受入れ、参加希望者の平等利用に努めた。		A	受講申込の受付の工夫や、会場設営の工夫がなされており、県民に対する平等な利用に配慮していると認められる。	A

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
			評価		評価
⑨個人情報の保護	研修申込により知り得た個人情報については、研修目的以外には利用しないことを申込書類へ記載している他、館内にも掲示している。	宮城県社会福祉協議会個人情報・特定個人情報保護規程に基づき個人情報は適切に管理した。	A	宮城県社会福祉協議会の個人情報・特定個人情報保護規程により、個人情報は適正に取り扱われていると認められる。	A
⑩利用実績	上記「4.施設利用実績」のとおり	ほぼ計画どおりに実施することができた。一部委託研修では、予定人員に対して申込者数が減となったものもあるが、会場利用者の述べ人数は前年度数を超えており、一定の成果は得られた。	A	受講希望者多数の講座について受入数を増やすなどの対応により多くの方が受講できるよう工夫して実施していると認められるが、利用者増加に向けて引き続きホームページや広報等で周知徹底していく必要がある。	B
⑪収支実績	上記「5.管理運営収支実績」のとおり	限られた人員及び予算での経営を念頭に、適切なセンター運営に努めた。	A	経費節減に努めたものと認められる。	A
⑫その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷暖房の適正管理、電気水道等の効率利用、コピー時の両面印刷等を実践した。</li> <li>・会場使用料徴収実績：148件/81,600円 減免申請により無料貸出の実績としては、13件/524人であった。</li> <li>・重度障害者コミュニケーション機器導入支援業務(県障害福祉課)を受託した。</li> <li>・介護職員勤務環境改善支援事業専門職コンサルタント業務(県長寿社会政策課)を受託した。</li> <li>・大崎市社協から依頼があった、台風19号における支援者で宿泊室への宿泊希望者に対し、県と調整の上利用いただいた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不要部分の消灯及び冷暖房の適正な温度管理の他、休憩時に参加者へ寒暖の確認も行い、環境配慮を推進することができた。</li> <li>・施設利用料徴収(収納)事務に関しては、県出納局による検査を受け、適正との通知を受けており、事務管理についても適正な対応を行った。</li> <li>・重度障害者コミュニケーション機器導入支援事業では、外部専門スタッフとして情報提供及び技術支援を行ったことから、事業の目的を果たすことができた。</li> <li>・勤務環境改善支援事業では、事業の流れである研修受講後のリフト経費等に要する補助金申請が一部を除いた研修受講事業所により行われたことからアドバイザー業務の役割を果たすことができた。</li> <li>・非常時の対応として、関係機関からの依頼に基づき県と調整し、速やかな対応が行えた。</li> </ul>	A	事務用経費の節減が図られており、高く評価できる。	A
総合評価		業務水準を低下させることなく、また、遅滞なく業務を遂行した。	A	概ね令和元年度の計画どおり効果的に各種事業が実施されており、また、施設の管理運営も適正に実施されているものと評価できる。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	<p>介護従事者の専門職としての資質向上が社会的に求められている中で、研修を通じたスキル習得の場として県内では当センターが拠点となっており、引続き専門性の高い良質な研修の企画・実施に努めていく。</p> <p>また、福祉用具の相談支援はニーズが多く、特に用具の適合調整や生活環境支援についての信頼が高く、セーフティネットの役割を果たしている。今後も、公共性、広域性、中立性の方針により、他機関では対応が行き届かない領域において、一過性ではない専門的支援に努めていく。</p> <p>研修に支障が生じないよう建物・設備等の維持管理に努めているが、特に事業実施に不可欠な多目的ホール及び福祉用具展示室の照明器具については、既存機器の製造中止が間近であり、全面的な交換が必要となっている。</p>	<p>令和2年度以降、現人員体制を見直すこととしたが、施設利用者の満足度が高まるよう、引き続き適正な運営を求める。</p> <p>公共性、広域性、中立性の方針により、他の機関では対応が行き届かない領域において、一過性ではない専門的支援の展開及び存在意義の強調を強く求める。</p> <p>また、建物・設備の老朽化については、必要な修繕箇所の洗い出しをし、随時検討の上管理を行っていくほか、多目的ホール照明器具のLED化については、令和3年度当初に交換が行えるよう予算の確保に努める。</p>